

議案第二百二十五号

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部を改正することに  
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、  
本議会の議決を求める。

昭和四十五年九月二十四日

三朝町長 坂 出 泰 巳

昭和四十五年九月二十四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館事業の設置等に関する条例（昭和四十一年三朝町条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条 国民宿舎三朝温泉会館事業（以下「温泉会館事業」という。）の管理者は、館長とする。

第三条 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第十条四条の規定に基づき、温泉会館事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため、国民宿舎三朝温泉会館を置く。

第八条第三項中「管理者の権限を行なう町長は、」を削り、「できる限りすみやかに提出するものとする」を「すみやかに提出しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、昭和四十五年十月一日から施行する。